

通告7番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、住宅省エネ2025キャンペーンについてであります。

気候危機の打開は、日本国民にとって待ったなしの課題となっています。猛暑による熱中症の増加や線状降水帯、ゲリラ豪雨など、風水害による災害によって、国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えています。2023年の世界の平均気温は、1850年の気象観測開始以来、最も暑い年で産業革命前に比べると1.48度上昇し、パリ協定の温暖化抑制目標である1.5度目標に近づいているという発表もありました。深刻な気候危機の下、CO₂排出削減のためには、住宅の断熱、省エネ化を新築・改築時に進める必要があります。

また、WHOの世界保健機構の住宅と健康ガイドラインを発表し、各国に対し、住生活の観点から、寒さ対策、冬季室内温度18度以上を強く勧告しています。日本のエネルギーの消費の約3割、電力の最終消費の6割以上が、住宅、建築物など、業務、家庭部門で消費されています。つまり、住宅の高断熱化はゼロカーボン実現のために避けて通れない課題となっています。

住宅性能の1つ、断熱性、その高さを表す断熱等級は、2022年から3つ等級が新設され、7段階になり、数字が大きいほど断熱性が高いことを示しています。

2021年の国交省の資料によりますと、日本の既存住宅の約90%が断熱等級3以下であり、省エネ化基準を前倒しで引き上げなければならない状況です。2025年4月から新築の全ての建築物に、省エネ基準への適合が義務化されます。ところが、政府が建築物省エネ法で2025年4月から義務づけている省エネ基準は、断熱等級4です。一方、欧米では断熱等級が6未満の新築住宅は違法建築とみなされるほど厳しい基準を設けており、日本は省エネ対策で大変遅れています。

とはいえ、これを第一歩に、住宅の断熱、省エネ化を新築・改築時に進める必要があります。特に既存住宅の省エネ基準適合率は、2022年時点で約18%にとどまっています。中小の建築業者が各地域の事業に参加しやすい環境づくりを行い、既存住宅の省エネ、断熱改修を進めることも重要です。政府は、2024年11月29日、住宅の省エネ化を促進するための新たな支援制度を発表しました。経済産業省、国土交通省、環境省の3省が連携して実施するこの制度では、環境性能の高い住宅の新築

や既存住宅の省エネ改修に対して、最大200万円の補助金が支給されます。この支援制度は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組の一環として実施されます。

そこで、今回、このキャンペーン、補助金を活用できる内容について、まず1点目にお聞きします。

2つ目に、補助対象期間、また補助額、また市内登録事業者数についてお答えください。

3つ目は、国の補助制度を活用することによる市のメリットと効果についてお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員のご質問の1番目、住宅省エネ2025キャンペーンについての1点目、2点目について、一括してお答えいたします。

住宅省エネ2025キャンペーンについては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門への省エネ化を推進するため、国土交通省、経済産業省、環境省の3省が連携し、住宅省エネ化の支援強化及び住宅の省エネリフォームへの支援として実施している国直轄の補助事業です。

事業につきましては、子育てグリーン住宅支援事業、これは国交省と環境省、給湯省エネ2025事業、これは経産省、賃貸集合給湯省エネ2025事業、これは経産省です。先進的窓リノベ2025事業、環境省の4つの事業から成り、対象につきましては、子育てグリーン住宅支援事業として、省エネ住宅の新築と既存住宅の省エネ改修、給湯省エネ2025事業として、高効率給湯器の設置・導入、賃貸集合給湯省エネ2025事業として、賃貸集合住宅における省エネルギー型給湯器の導入、先進的窓リノベ2025事業として、断熱窓への改修などで、2024年11月22日以降に着手したものとなっております。

次に対象期間についてですが、補助金の交付申請は2025年3月下旬から12月31日までとされています。補助額については事業内容に異なりますが、省エネ住宅の新築が1戸当たり最大160万円、既存住宅の省エネ改修が1戸当たり最大60万円、高効率給湯器の設置・導入が1台当たり最大28万円、賃貸集合住宅における省エネルギー型給湯器の導入が1台当たり最大10万円、断熱窓への改修は1戸当たり最大200万円となっています。

また、本事業は消費者から発注を受けた事業者が消費者に代わり、補助金の申請

手続を国に行うため、事業者は住宅省エネポータルの利用アカウントを取得し、住宅省エネ支援事業者として登録必要があります。登録事業者につきましては、住宅省エネ2025キャンペーンのウェブサイトを確認できますが、都道府県単位の集計、かつ公表規模事業者のみの公表となっているため、公表していない事業者については、発注時に消費者が個々に確認することとされてございます。

なお、3月14日時点の検索結果において、営業エリアを和歌山県と登録している事業者は、リフォーム工事で208件、注文住宅、賃貸住宅の新築で197件、新築分譲住宅の購入で53件となっており、市内事業者は含まれてございません。

○玉田議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員のご質問、1番目の3点目、国の補助制度を活用することによる市のメリット、効果は、についてお答えします。

国の補助制度を活用することで、住宅の快適性が向上するとともに、省エネルギー効果による経費の削減とCO₂排出抑制につながるものと考えています。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これ、予算上限に達するまで、遅くとも2025年11月14日までに出さないといけないんですね。予算が終われば、それで打ち切るというパターンもあります。そういった中で、情報を知らなければ補助を受けられないケースが考えられる。また、市民の方でも改修を考えていても、リフォームなど、工事では悪質な業者などの問題もあり、どの事業所に頼むのかと悩む場合もあったり、諦める方も出てくることも考えられます。

今現在、エネルギー問題については、市民の方にとっても大変関心事、二重窓にしようかなというふうに考えておられる方もかなりいらっしゃいます。そうした中で、市のメリットもあると答えられておりますが、やはり情報を市民に共有することが必要です。岩出市のホームページでは、情報を探しても全く出てきません。

先ほどおっしゃったみたいに、国がこれをやると。事業所については、国に登録をする。だから、ちょっと載せてないかなというんですけど。他の自治体ではホームページに情報を上げて、住宅省エネ2025キャンペーンの公式サイトにリンクするものがたくさんかなり出てきています。

情報をしっかりとすることによって、これ国の補助金ですから、市が大好きな国の補助金を活用してというのを言われるんですが、やっぱり市民に対して、しっかりと周知を行って、そういう省エネ対策を行ってもらったり、こういう環境問題に

意識を持ってもらう、こういった観点でも、情報をしっかりと載せて、促すというよりも、お知らせをする、このことが必要だと思います。

このサイト、岩出市のホームページ等々にお知らせをするという考えがあると思いますが、いかがでしょうか。

そして、事業者の登録も2025年3月10日から開始されています。国に直接登録するため、市内事業者数、把握できない。和歌山県では、県内ではあるけども、実際には公表してないところもあるというふうには今言われたんで、把握できない部分はあるかと思います。

例えば、国に登録をするときに、商工会を通じて、こういったものがあるということをしかりとお知らせするというのも事業所にとって大事なことだと思っています。

ここでも国の補助金活用されるわけですから、岩出市内の業者がそれを請け負うことによって潤う。そういう観点から考えると、ぜひ商工会を通じてでも、しっかりと情報の周知をしていただきたいんですが、それについてお答えを求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

情報の周知ということについてお答えします。住宅省エネ2025キャンペーンは、市民に対しメリットがあると考えているため、市のウェブサイトなど、媒体を使い、制度の周知に努めるとともに、事業者についても、商工会を通じPRしてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、加齢性難聴者に対する補聴器購入の支援を、についてであります。

この補聴器購入助成の質問は過去にも取り上げました。加齢による難聴の問題点、聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのか、認知症の発症リスクの問題点などを申し上げ、補聴器の購入補助を求めました。市はいまだに背を向けたまま

です。

市民の方の声を紹介したいと思います。耳の聞こえの問題でコミュニケーションがうまくいかず、家に引き籠もりがちになっている。聞こえていないのに聞こえたふりをして、相手に不快な思いをさせていないかと考えるとつらい。岩出市社会福祉協議会では、交流のきっかけづくりの場である、ふれあいいいききサロンがあるが、そこに参加して友達をつくろうと思ったけど、相手の言っていることや、いろいろ話をしてくれる機会があるが、ほとんど聞こえない状態、周りに後れを取りながら取り組むが、溶け込むこともできず、逆にしんどくて参加するのをやめた。介護でデイサービスを利用しているが、耳の聞こえのせいで、レクリエーションに参加することがつらい。デイに行くのがしんどいといった家族の話や本人からの話をたくさん聞いています。

高齢者の介護予防対策にも影響が出ています。厚生労働省が聞こえの重要性をネットで公開している。聞こえにくさを感じていませんかという問いかけ、ご存じでしょうか。ここで強調したいのは、補聴器についての指摘をしている内容です。補聴器を使うことによる認知症の予防効果や、クオリティ・オブ・ライフ改善も報告されていますと、厚生労働省が堂々と発信をしています。

聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのかということもネットで見ただくと分かるのですが、この後に続いて、こう書かれています。コミュニケーションが円滑にいかなくなると、自分の気持ちをうまく伝えられない等、ストレスを感じることもある。自信をなくしたり、社会的に孤立し、鬱状態に陥るなど、社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。危険を察知する能力が低下し、例えば、車が近づいてきても気がつかないなど、交通事故などのリスクが高くなるそうです。

最近では、難聴により認知症の発症リスクが高くなることが報告されていますと、厚生労働省がこのように発信をしています。聞こえにくさは、本人や周りの人、家族にとっても生活の大きな支障となります。命の危険にもつながります。

そこで、まず加齢性難聴と認知症の関係性について、市の認識をお聞きいたします。

2つ目は、全国で高齢者の補聴器購入助成制度が増えてきています。和歌山県内でも、市町村において幾つかの自治体が制度を設けています。県内の状況はどうなっているのか、教えてください。

3つ目は、補聴器の購入助成制度に取り組む考えをお聞きしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、加齢性難聴者に対する補聴器購入の支援を、についてお答えいたします。

まず、1点目の加齢性難聴と認知症の関係性についての認識は、については、加齢性難聴は、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指します。65歳を超えると、聞こえにくさを感じる人が急激に増加し、75歳以上では約半数の方が聞こえづらさを感じていると言われていています。

難聴と認知症の関係について研究したランセット国際研究会の結果によると、認知症になるリスクとして最も高いのは、中年期以降の難聴であると指摘されています。市においても、高齢期における難聴が認知機能に影響を与える可能性があること認識しており、加齢性難聴の早期発見、早期対応が重要であると考えています。

続いて、2点目の県内市町村の実施状況についてですが、身体障害者手帳に該当しない高齢者に対する補聴器の購入助成は、令和6年度で、和歌山市、有田市、新宮市、紀美野町、すさみ町、印南町の6市町での実施を把握しております。

続いて3点目、補聴器の購入助成を、についてですが、加齢性難聴は、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであります。身体障害者手帳に該当しない方の補聴器購入費用については、居住地域によって格差のない全国一律の助成制度の創設を近畿市長会を通じて国に要望しているところです。しかしながら、さきに述べましたように、加齢性難聴は、早期発見、早期対応が重要であるため、身体障害者に該当しない方の補聴器の購入助成については、前向きに検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 前向きに検討するという事でもご答弁いただいたんですが、そこでちょっと言いたいのは、早期発見が大変重要だということをおっしゃいました。私は、もちろん当然、早期発見が大事なんだけど、そこからの対応というのが物すごく大切であって、やはり補聴器を必要とすると医師から判断されても、高過ぎて購入できないという方がいらっしゃいます。というのは、補聴器というのは物すごく値段が安いものから高いものまでたくさんあるけども、やっぱりお金のあるなしによって補聴器を購入できないということがあるというのは問題だと思います。

そこで前向きに考えておられるということなんですが、国の保険者機能強化推進交付金、これは市町村や都道府県の高齢者の自立支援重度化の防止等に関する取組

を推進交付金というのがあるんですが、これを利用して、介護予防促進という観点で助成を行う自治体があります、このお金を使って。そういった活用方法を提案をしたいんですが、それも併せて、しっかりと前向きにということなんですが、時期も含めてですが、ちゃんと答えていただけたらありがたいんで、ぜひ答えてください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

市来議員おっしゃるとおり、令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に、難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組というのが設けられております。この取組の評価対象は、普及啓発の取組や早期発見の取組、それから受診状況の把握と未受診者への受診勧奨などであって、補聴器の購入助成の実施については、直接の評価対象とはなっておりません。

令和7年度は、市といたしましては、この交付金を活用し、普及啓発や早期発見の取組として、ヒアリングフレイル講演会を実施しまして、簡易的な聞こえのチェック方法を周知するなど、まずは聞こえに関心を持っていただけるような取組を進めたいと考えております。

そして、前向きということですが、どういうことで実際に実施時期を含め、補助制度を実施するのかということをございませうけども、他市町村の状況を調査研究などしまして、実施時期も含めて、実施に向け前向きに検討させていただきます。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 いつも他市の状況等をというふうに言われているんですけど、私が思うのは、和歌山県内でもやっているところがあるということが実際ですよ。やっぱり認知症との関係についても、非常に関連があるのではないかというふうに市もおっしゃっていると。であるならば、他の市町村の状況を見ることなく、例えば、今回はそのお金を使って、交付金を使って、しっかりと聞こえについてのチェックを果たしてもらおう。しっかりと分かってもらおうというかな、そういうことをやられるというふうに言っているんですけども、他市の状況を見なくても、必要であればすぐに取り組むという姿勢というのがものすごく大事だと思うんです。

他のことはええんですよ、そなんね。岩出市として必要なときには必要だという決断をするというのが大事であって、現状、他の市町村と比べるなんて、そこは

ちょっと納得できないというね、やっぱりちゃんと必要なことについてはすぐに取り組むという姿勢というのが、市民にとっては大事だと思うんで、そちらについてお答えを求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えいたします。

補聴器の購入の補助の助成制度につきまして、財源ということもございます。それから、制度の構築ということもございます。その辺につきまして、他市町村の状況も研究するなどして、早急に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目は、有料指定可燃ごみ袋の料金と粗大ごみ収集についてであります。

岩出市では、原材料高騰や物価高騰を受け、岩出市有料指定可燃ごみ袋の価格が令和5年6月議会で改定となりました。しかしながら、物価高騰に対する生活支援として、令和5年8月1日から令和7年3月31日までの期間は引下げが行われております。

価格は次のとおり、ごみ袋の種類、20リットル、令和5年8月1日から令和7年3月31日までは180円、令和7年4月からは200円、令和8年の4月からは220円、30リットルは、7年3月31日までは270円、令和8年3月31日までは300円、令和8年4月1日からは330円、45リットルは、令和7年3月31日まで400円、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは450円、令和8年4月1日からは500円となっております。この4月からは1枚、小、20リットルが20円、中、30リットルが30円、45リットルが50円の引上げがされる年です。

物価高騰は年々厳しいものとなっており、市民生活も大変な状況です。こうした中で改定されるごみ袋の料金、生活支援を継続することを視野に入れた対策を打つべきであったと考えます。

そこで1点目、引上げを行わない考えはなかったのか、お聞きをいたします。

そして2つ目です。自治会組織の脱会がいろいろな事情で相次ぎ、自治会を存続させられなくなった場合の粗大ごみ収集についての相談がありました。自治会組織が解散した場合でも、今までのように、代表者による申請を受け付けてもらえ

るのかどうかであります。様々な困難の中、自治会組織の存続に努力をしても、空き家、高齢化など、いろいろな問題で組織を存続できない地域も出てくる場合もあります。自治会が解散しても、代表者を決めて、申請手続を行えば受け付けてほしい、こうした市民からの意見がございしますが、自治会解散した場合の粗大ごみの収集はどうなるのかについて、お聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員のご質問の3番目、有料指定可燃ごみ袋の料金と粗大ごみ収集についてお答えします。

1点目の有料可燃ごみ袋の料金につきましては、引上げを行うものではなく、元の価格に戻すものでございます。

2点目の自治会が消滅した場合の粗大ごみ収集につきましては、直接クリーンセンターへ持ち込んでいただくか、一般廃棄物収集業者に依頼して収集していただくこととなりますが、今後、粗大ごみの戸別収集による有料化も検討していく必要があると考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今回の場合は、引上げではなく元に戻すというふうにおっしゃるんですけど、市民にとっては、言うたら、来年も引き上がる予定ですよ。2回引き上がる。元に戻すと言われるんだけど、市民から見れば、それは引上げなんですよ。

この引上げについては、改正のときの討論の中でも、賛成者の討論の中にもあるんですが、2年続けて値上げすると思われる方も多と思われるんですが、市民の多くの方はご理解いただけるかと思うけど、市民の皆様に対し、誤解のないようなきめ細やかな説明、広報をしていただきたいというふうに賛成討論の中にもあるんですよ。

今回は条例で改正が決まっているからやるというような形なんですけど、市民に対して、やっぱりしっかりと説明責任を果たすべきではないかと考えます。

物価、この4月からたくさんも値上がりをするんですよ、いろんなものが。そうした中で、決まっているからこれも上げるんじゃないかと、生活実態から考えたら引き上げない対策だってできたはずなんです。

これ、地方創生臨時交付金を活用が、令和5年、令和6年、令和7年、幾らでした。それが1回質問。地方創生臨時交付金、多分活用されていますよね、最初のと

きは。それ幾らですか。

一般財源、交付金の活用が見込めない場合は、市の財政で補うというふうにお答えに答弁しています。令和6年、令和7年度も同様の対策を行うというふうにお答えになっているんですが、補っている市のお金、金額は幾らになるのでしょうか。

たくさんいろんなものが物価高騰が続く中、袋の料金を元に戻すと市民の暮らしに寄り添って考えるのか。これまで地方創生臨時交付金を活用したりしたが、価格を現状維持することも1つの積極的な生活支援、物価高騰対策になるのではないかと考えます。

もう一回、この点についてお聞きをいたします。

自治会組織がなくなった場合は、これ戸別で持って行ってもらわないといけないという形になるということですか。自治会が解散しても、その地域に住んでいる住民というのは、残っている人たちは同じですよ。代表者が決めて、同じ場所で持って行ってもらうのに、代表者が申請を行っているのに受け付けないということですか。改めて、それ確認なんですけど。

新たに言うたのが有料化、ちょっと聞いてないことを答えられているんでね。有料化についても、ちょっと問題があると思いますけど、そここのところ、もう一回、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

まず、市民から見れば2回値上げという感覚になるというところがございます。広報につきましては、現在も市ウェブサイト等を通じて、あと、また販売店のほうにも周知を行い、価格が改定されるという部分については、市民に伝わるように取り組んでいるところがございます。

また、価格を元に戻すというところではありますが、現在もまだ特例の措置を期間中であると、価格としては、20リットルであれば、180円が元の200円というところ、それにつきましても、今現在、特例の措置の期間であるというところで、市民に対しては周知をさらに行っていきたいと考えてございます。

あと、支援の部分につきましてはの交付金については活用しておりますが、すいません、ちょっと金額のほうにつきましては、今現在持ち合わせてございません。

あと、粗大ごみの戸別収集、自治会が消滅した後につきましては、これまでグループというところでも、粗大ごみ回収については、自主グループであっても回収を

行っておりましたが、不法投棄とか、あと責任者の不在とか、様々なトラブル等もあったことから、適正でないものが出されているとか、様々な事情により、そこでの集積場所に取り残す、置いていく部分の粗大ごみ、不適切な廃棄物処理物が残されるというようなトラブルが多々多くなったことから、令和3年度から新たなグループによる粗大ごみの収集を行っておらないというところがございます。

有料化といった部分につきましては、様々な状況により、今現在、自治会の解散等々起こっているような事情も含めて、今後、注視していかなければならない事案であるということで、認識したものでございます。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問の中で、地方創生臨時交付金の過去の金額ということでおっしゃっておられたんですが、申し訳ございません、現在、その資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。ただ、今議会に上程させていただきました3月補正の金額、これは1億2,492万4,000円となっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 金額、今も持ち合わせてないんで答えられないということだったんですが、一応、令和5年、令和6年で地方創生の臨時交付金を活用しながら、減額している部分、要するに物価高騰に対する生活支援として、今引き下げているわけですよ。そのお金をそこに使うということをおっしゃられたんです。だから、幾らなんですかと聞いたんですね。分かります。一応ね、ここに使いますよというのがあったんで聞いたんですよ。

それ以外は、臨時交付金なくなった場合どうするんですかと言ったら、一般財源からそれを活用しますよと言ったんで聞いたんです。過去にそういう答弁をしているからね。

じゃあ、同じように一般会計を使って、上げるとはなっているものの、今の生活の状況から考えて、物価高騰、経済状況から見て、これ上げるのかというところを一般会計使っているんだったら上げなくても済むじゃないですかということですよ。

生活実態から考えたら大変な状況なんだから、市民生活を支えるためにも上げない方策もあったのではないですかというところを聞きたい。

というのと、あとは無料配布を増やすという方法、お考えにありますか。4月からどれだけの物がたくさんの物価高騰で、いろんな製品が上がりますよ。経済状況はどうなっていますかと聞いたら、必ず言うんです。横ばいしていますと。戻って

いるんなら、上げることだって、それはありかもしれない。でも、経済状況が落ち着いていない。本当に大変な状況の中で生活をしっかりと支えるために、これも1つの対策ではないですかということをお聞きしている。無料配布、増やす考えはありませんか。

あと1つです。粗大ごみの収集でグループと言っているんですが、もともとは自治会として組織してたものが、自治会が存続できなかつたけども、ごみの収集については誰かが代表者をつくって、同じように集積所もあるんだから、そこに出して、それを持っていくことは可能なんですかと聞いているんですよ。それを入れてない者同士が集まって、いろんなところから集まってきて、それをやっているというような認識なのか、ちょっと分からないんですけど。

税金は払ってるんですよ、みんなね。税金払っているんですよ。でも、自治会がなかったら、じゃあ、今、自治会ないところどうしてますか。全然自治会ないところは、全部代表者を決めてやっているとか、そんなところ1つもないんですよ。それ確認させてもらってよろしい。

自治会のないところでも、代表者を決めてやったら収集しているというところもあるんじゃないですか。それも聞いてますよ。それなのに自治会がなくなったところは持っていきません、自分で持って行ってくださいというんですか。同じ税金払っているのに。

自治会がなくなっても、ごみの収集は、代表者でもいいから、そのときつくって、しっかりと自分の今までどおりやる。同じ集積場所でやっているんだったら、持って行ってほしいという、これが市民の望みです。これについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、値上げをしなくてもというところについてでございますが、先ほどもお答えしたとおり、今現在、令和7年4月1日以降においても、特例として、改定価格には戻していないというところの段階を踏んでのものでございます。そして、その部分については、市の財源で賄っているというところであります。

無料交付の枚数を増やす考えは、につきましては、現在、皆様にごみの減量化についてご協力いただき、取り組んでいるところでありますが、無料交付、一定量無料型の無料交付につきましてはの枚数については、現行のままと考えてございます。

粗大ごみの自主グループ、解散した後の自主グループ、現在でも、そういう自主

グループでの集積場所回収は行っているのかという部分につきましては、令和3年度から、そういう取組としてトラブル等が多かったというところから、令和3年度から新たなグループの集積は取りやめているというところでもありますので、現在、市に登録されている区自治会等に対する案内状は送っているものは、区自治会に登録されている代表者様宛てに送っているものだけとなっております。

それ以前のものについては、現行であります。令和3年度以降については、新たな自主グループ等における回収は行っておりません。

○玉田議長　これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。